

身体拘束廃止等の適正化のための指針

日赤安謝福祉複合施設

目 次

- 1, 施設における身体拘束適正化に関する基本的考え方
- 2, 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- 3, 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 4, 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に

関する基本方針

- 5, 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- 6, 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- 7, その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のための指針

1. 施設における虐待防止に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

また、「身体的拘束廃止」をゴールとせず更にケアの質の向上を目指します。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急やむを得ない場合の三つの要件

介護保険指定基準上「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には、以下の三つの要件をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他行動制限が一時的なものであること

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束を適正化することを目的として、「事故・安全対策委員会（身体拘束廃止委員会）」を設置する。事故・安全対策委員会（身体拘束廃止委員会）は3か月に1回以上開催し、次のことを検討する。

(1) 高齢者・身体的拘束等に関するマニュアル等の見直し

(2) 発生した「身体的拘束等」の状況、手続き、方法について検討し、適性に行われているかを確認する

- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 年1回以上職員への研修の企画及び実施。
- (5) 日常ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳あるケアが行われているか検討する。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 新人採用時には、身体的拘束適正化の教育及び研修を必ず実施する。
- (2) 年間研修計画で実施月を明記し年に1回以上身体的拘束適正化に関する研修を実施する。
- (3) その他必要な教育及び研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 介護係長・介護職員・看護職員・介護支援専門員・生活相談員・リハビリ担当等にて緊急ミーティングを開催し、やむを得ない状況の確認と代替策を検討する。
- (2) やむを得ないと判断した理由を整理し参加スタッフで、①切迫性②非代替性③一時性の3つ要件全てに該当するか確認をする。
- (3) 必要最小限の方法・時間・期間・方法の適正・安全性・経過確認の方法について検討記録に記入し相談員へ提出する。
- (4) 事前もしくは事後に園長へ決定事項を報告する。
- (5) 事前もしくは事後に家族へ連絡をし、近日に来所して頂き詳細を説明し同意を得る。

5. 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない「切迫性」「非代替性」「一時的」3つの要件をすべて満たしているか、検討し、以下に留意し実施する。

(1) 本人及び家族への説明と同意

心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、拘束等の時間帯、期間等を文書で説明し同意を得ます。

(2) 記録

利用者の心身の状況、3つの要件への該当状況、身体的拘束等の内容、時間等を記録します。

(3) 最小限の実施、早期の解除に努める

身体的拘束等を実施している間、3つの要件に該当するかどうか常にモニタリングを行い、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

(1) 当該指針は、すべての職員が常に閲覧できるように、各部署にあるマニュアルに綴り管理保管する。

(2) 身体的拘束廃止についての施設方針を各階に掲示し、入所者及び家族等へも周知する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

介護保険指定基準及び施設方針に基づき、身体的拘束の状況を把握し「身体的拘束等の適正化」に向けて取り組みを進める。また、評価を行い、拘束しないサービス提供を検討し提案していく。

職員の不安を取り除き、意識づけを継続していくために、常に考えて取り組んで行く。

(1) 施設内の日常ケアを見直し、利用者が人として尊重されたサービスが提供されているか検討します。

(2) 施設での身体的拘束等の適正化に向けて現状把握及び改善について検討します。

(3) 発生した（身体拘束等の）状況、手続き、方法等について検討し適正に行われているかを確認します。

(4) 事例をもとに、代替策の検討を行い、利用者のサービス向上に努めます。

(5) 利用者の人権を尊重し、身体拘束等の適正化を目指し（身体拘束等を行わなくても、利用者の安全を確保するため）職員に対しての意識改革・指導及び研修（施設内外）を行っていきます。

(6) 本人及び家族へ身体拘束等適正化への施設の取り組みを理解していただけるように真摯に対応します。

付則

平成 30 年 6 月策定